

英国WEEE&RoHS規則案への意見

WEEE規則

規則第 章 〔分別回収〕	家庭からのWEEEの回収システムでは、自治体や消費者も含めた各ステークホルダーが適正な役割分担することが重要であるが、これが明記されていない。自治体についてはWEEE指令第5条、消費者についてはWEEE指令第10条に従って規則に明記してほしい。
規則18 〔生産者登録〕	生産者登録は、初年度以降は、1月1日から1月31日の1ヶ月間であるが、この場合、2月1日以降の登録が不可能となる。初めて製品(EEE)を上市する生産者については、登録期間を限定せず、いつでも登録できるようにすべきである。
規則27～29、 ガイドス116 〔再生目標等の報告〕	遵守スキームに参加した場合、スキームがまとめて処理するため個々の生産者が再生目標を達成したことを確認する手段がないので、生産者は責任を負うことが出来ない。スキームの運営に義務付けるか或いは英国全体の報告で良しとするべきである。
規則29 〔再生目標遵守報告〕	再生目標の遵守に関する情報提出期間が四半期毎と定められているが、再生目標の達成を確認する意味で当初は止むを得ないとしても、将来は6ヶ月毎とか1年毎などより長期間単位の報告としてほしい。
規則32、 ガイドス137 〔マーキングの規格〕	マーキングのデザイン詳細を早期に発表してもらいたい。2005年8月からの実施の為には実施準備時間は残されていない。 正式発行が遅れて、生産ラインとの兼ね合いでタイムリミットに対して遅すぎた場合、生産者に猶予期間を設けてほしい。
規則33、 ガイドス125～ 129 〔処理施設への情報提供〕	「電子電気機器の危険物質と危険調剤の場所」の情報提供については、処理施設が欲している環境汚染リスクおよび従業員の健康リスクに関わるものといった情報のみに限定してほしい。

Part WEEEガイドス

Q1 〔NCH設置案〕	賛成する。
Q5 〔WEEE管理への関与レベル〕	生産者あるいは生産者スキームは指定回収施設でのWEEE管理を行うものではない。但し、生産者或いは生産者スキームがWEEEを指定回収施設から引き取る際に、不適切なものがあった場合は回収物の引取りを拒否できるようにすべきである。
Q7 〔WEEE分類〕	当初は実施上の現実的対応としてこれで止むを得ないが、経験をつんだ後、環境配慮製品が評価されるような仕組み(インセンティブを与える等)にすべきである。

Q8 〔データ報告と マーケットシェア 計算〕	生産者は英国に上市する製品の総数および総重量 (total numbers and weights of products) をNCHに報告し、NCHはこのデータを使用してマーケットシェアを計算することとしているが、算出ベースには総数データではなく総重量データ(個数×ユニット重量)を使用していただきたい。 遵守スキームを使わずに生産者自身が回収・処理した場合、シェア割当のベースには前年度の実績をベースとして販売量から回収・処理量を差し引いたものとするよう提案する。
Q9 〔環境・社会影響 への考慮〕	賛成である。しっかりしたRIA(Regulatory Impact Assessment)をして環境・社会影響とコストを両立させて欲しい。
Q10 〔B2B費用負担〕	賛成する。

Part RoHS規則

全体的意見	この規則とガイダンスが他の加盟各国と共通化して使われるように働きかけてほしい。
9 〔技術書類要件〕	技術書類等の提出期限について、域外企業に対しては様々な事情(翻訳等)を考慮してほしい。
18 第2項 〔抗弁手続〕	抗弁の通知期間について、域外企業に対しては様々な事情(翻訳等)を考慮してほしい。

Part RoHSガイダンス

29 〔機械的分離の 定義〕	この問題はTACで検討中であることを認識している。については、次の点をTACで提案してほしい。均質材料の範囲は機械的行為で材料が分離できる部分とあるが、精細な部分は、別々の部位に正確に分離することが困難な場合もある。したがって、第29I項は、「機械的行為によって「正確に」分離されることを意味する」と考えるべきである。
附属書C	特定免除用途の例示を示されたことには感謝する。ただし、例示されたものが全てではないということを明記してほしい。

担当：環境・安全グループ 衣笠 Tel. 03-3431-9230